

こども音楽コンクール東北大会負担金交付要綱

平成27年9月1日制定

[学校教育部学校教育推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども音楽コンクール東北大会の円滑なる運営の推進を図るため、株式会社テレビユー福島に対し、負担金を交付するにあたり、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本事項については、規則に定めるところによるものとする。

(対象経費及び額)

第3条 負担金の対象となる経費は、こども音楽コンクール東北大会の運営に要する経費とし、負担金の額は、対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第4条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、郡山市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用してはならない。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払い)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業等が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により株式会社テレビユー福島に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。